

鹿児島県森林環境税構想〔第三次〕



平成26年11月

鹿児島県

目 次

1	趣 旨	1
2	現行制度の概要	
	(1) 税の目的	1
	(2) 課税方法及び税収額	1
3	森林環境税の実績と成果	
	(1) 森林にまなび森林とふれあう	2
	(2) 森林をまもり森林をそだてる	4
4	今後の森林環境税のあり方	
	(1) 必要性	7
	(2) 課税方式	7
	(3) 税率	7
	(4) 課税期間	7
5	森林環境税関係事業の方向性	
	(1) 基本的な考え方	8
	(2) 各施策の考え方	8

【資料編】

1	本県森林・林業の現状	資料－1, 2
2	森林の持つ多面的かつ公益的機能	資料－3
3	他県の導入状況	資料－4

1 趣 旨

本県では、水源のかん養や災害の防止等すべての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性を考慮し、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を推進するため、これらに要する経費の財源を確保することを目的として、平成16年6月、「鹿児島県森林環境税条例」を制定しました。

鹿児島県森林環境税は、平成21年に課税期間を5年間延長し、平成17年度から平成26年度までの10年間にわたり、この財源を活用して、里山林の整備や間伐の促進、施設整備における県産材の利用などの森林の保全を図るための施策や県民参加による森林づくりの推進、森林ボランティアの育成などの森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るための施策を県民と一体となって行ってまいりました。

森林環境税の課税期間は、条例第3条及び第4条において平成26年度までと定められており、その見直しに当たっては、税導入の効果等を総合的に勘案して検討することとなっております。

このため、今般、これまでの取組等を踏まえ、森林環境税制度の今後のあり方について、具体的な税制の仕組みを盛り込んだ第三次構想を策定しました。

2 現行制度の概要

(1) 税の目的

森林環境税は、水源のかん養や災害の防止等すべての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を推進するため導入しています。

(2) 課税方法及び税収額

① 課税方法

個人に係る森林環境税は、森林環境税条例第3条の規定により、住民税のうち県民税の均等割額に500円を加算し、負担いただいています。

法人に係る森林環境税は、森林環境税条例第4条の規定により、法人県民税の均等割額に対し5%相当額を加算し、負担いただいています。

② 税収額等

森林環境税の税収は、個人県民税の徴収事務を行う市町村へ交付する徴収取扱費を差し引いたすべての金額を森林環境税関係事業に充当しています。

(単位：百万円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合 計
税 収 額	424	420	424	424	425	2,117
徴 収 取 扱 費	△ 20	△ 19	△ 18	△ 18	△ 18	△ 93
森林環境税関係事業費	404	401	406	406	407	2,024

(注) 22～25年度は最終予算額、平成26年度は当初予算額

3 森林環境税の実績と成果（平成22年度～平成25年度）

森林環境税制度創設の趣旨や目的に則して、「森林にまなび森林とふれあう（森林にまなびふれあう推進事業）」と「森林をまもり森林をそだてる（森林をまもりそだてる整備事業）」を2つの柱として各種の施策を展開しました。

森林にまなび森林とふれあう (森林にまなびふれあう推進事業)	131,232千円
森林をまもり森林をそだてる (森林をまもりそだてる整備事業)	1,489,768千円
計	1,621,000千円

(1) 森林にまなび森林とふれあう（森林にまなびふれあう推進事業）

広く県民の皆様に森林・林業に対する理解を深めていただくとともに、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、森林にふれあう機会の提供や森林環境教育を実施するとともに、県民が自ら行う学習・体験活動や森林づくり実践活動等を支援しました。

① 事業実績

事業名	事業内容	事業量
森林とのふれあい推進事業	「みどりの感謝祭」及び「九州森林の日の活動」の開催	開催回数 8回 参加者 10,080人
	森林学習・体験活動の支援 (公募型事業(*1))	応募 196件 助成 159件 参加者 29,475人
	パンフレット等の作成・配布 テレビ・ラジオ広報	24,500部 26回
未来につなぐ森林環境教育推進事業	森林環境教育指導者養成研修	参加者 147人
	小中学校に対する森林・林業教育の実施(県直営事業)	実施校 54校 参加者 4,218人
	木育の実施(教材整備)	冊子 4,000冊 教材 14セット
	学校環境緑化・学校林等活動コンクールの実施	開催回数 4回 参加校 108校
	緑の少年団活動発表大会開催	開催回数 4回 参加団 53団 参加者 962人
多様な主体による森林づくり推進事業	企業による森林づくり活動への支援	参加企業 19社
	森林ボランティア団体の森林づくり活動への支援	参加団体 13団体
	森林ボランティア技術研修の実施	参加者 333人
木質バイオマス有効利用促進事業	シンポジウム等の開催	開催回数 8回 参加者 575人

(*1) 公募型事業：NPOや森林ボランティアなどが自ら企画・実施する森林・林業に関する学習・体験活動を公募し、選定委員会の審査を経て助成する事業



【森林のつどい】



【森林ボランティアの育成】



【緑の少年団活動発表大会】



【企業による森林づくり活動】



【間伐体験】

② 成果

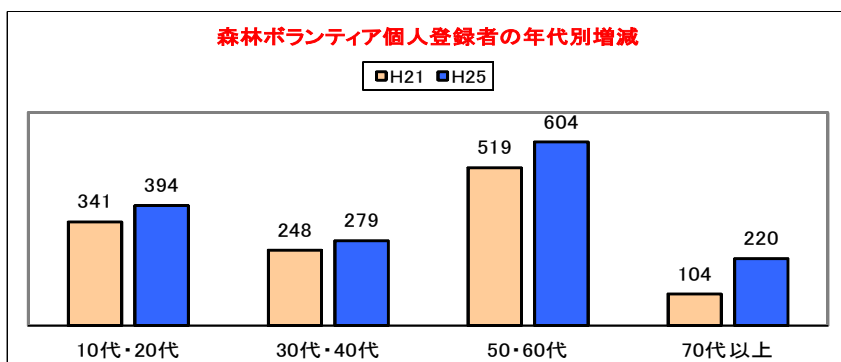
森林にふれあう機会の提供や森林環境教育を実施するとともに、県民が自ら行う森林・林業に関する学習・体験活動を支援することにより、水源のかん養や災害の防止等森林の持つ公益的機能の重要性やその機能を維持・発揮させるための森林整備の必要性など、森林・林業に関する県民の理解が進んできており、この4年間で、森林とのふれあい活動などに約4万人の県民が参加しています。

また、県民参加の森林づくりを牽引する森林ボランティアは、個人登録、団体登録が共に増加しており、その活動が活発になってきています。

加えて、各地でNPO等による、間伐等の森林整備が行われるなど、すべての県民で森林を守り育てるという意識の醸成が図られてきています。

○ 県森林ボランティア登録者数の増加

区 分	H 2 1 (前期末)	H 2 5 (最新)
個人登録 (人)	1, 2 1 2	1, 4 9 7
団体登録 (団体)	2 7	3 7



(2) 森林をまもり森林をそだてる（森林をまもりそだてる整備事業）

良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民が森林の恩恵を享受することができる健全な森林を育成するため、間伐等の森林整備や地域特性を生かした森林づくり、県産材の利用拡大の取組などを推進しました。

① 事業実績

事業名	事業内容	事業量
地域森林環境づくり促進事業	地域提案に基づく里山林等の森林整備（植栽・保育活動） （歩道・標識整備）	実施面積 32ha 実施箇所 23ヶ所
	松林への薬剤樹幹注入	実施本数 1,342本
	樹種転換のための伐倒整理	伐採材積 2,303m ³
里山林機能回復事業	雑木竹林の伐採整理	実施面積 22ha
	マツ枯損木の伐倒・除去	実施材積 9,534m ³
森林環境整備事業	森林づくり推進員による間伐等の督励活動	活動日数 22,531日
	森林づくり情報の収集	実施件数 109,332件
	管理不十分な森林の間伐	実施面積 2,232ha
	作業路網の整備	開設延長 623km
	間伐機械等の整備	助成件数 7件
	再造林等の実施(※1)	実施面積 347ha
生き生き間伐推進事業	間伐遅れの森林等の間伐 (H25年度のみ実施)	実施面積 318ha
木のあふれる街づくり事業	先駆性のあるデザインや技術などが県産材の利活用促進につながる木造施設等の整備や木製品の開発	【木造施設等の整備(公募型)】 応募 146件 助成 45件 【木製机・椅子の整備】 助成数 2,457セット

(※1)再 造 林：人工林を伐採した跡地に、苗木の植栽等を行う作業



【間伐等の森林整備】



【幹線道路沿線の竹林整備】



【地域環境に応じた森林整備】



【木造施設の整備】



【木製品の設置】

② 成果

里山林の整備や間伐の促進，地域特性を生かした森林整備等により，県土の保全や地球温暖化の防止など，森林の持つ公益的機能が発揮されてきています。

また，モデル的な木造施設等の整備や小中学校における木製机・椅子の整備等により，県産材の利用が広がり，県民が木とふれあう機会が増加してきています。

◆ 間伐による森林の多面的機能の維持増進への貢献

間伐は，樹木の成長を促進し，災害に強い健全な森林を作るとともに，地表の浸食等を抑制するほか，地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の発揮に大きく貢献しています。

森林環境税関係事業により間伐等の推進活動や公益上重要な森林の整備を支援したことにより，平成22年度から25年度までの4年間に県全体で実施した間伐は26,289ヘクタールとなり，二酸化炭素吸収量は年間で約237千t-CO₂となります。

また，間伐材搬出面積割合は，対平成21年度比で20%向上し，これに伴う間伐材生産量も大幅に増加しています。

○ 間伐面積（H22～25年度）及び二酸化炭素吸収量

26,289ha → 二酸化炭素吸収量：約237千t-CO₂/年

※二酸化炭素吸収量は，平均的なスギ林(35年生)として試算

○ 搬出割合の向上

(H21年度) 55% → (H25年度) 75%

※〔搬出割合〕＝〔搬出間伐実施面積〕／〔間伐実施総面積〕

○ 間伐材生産量の向上

(H21年度) 280千m³ → (H25年度) 348千m³

◆ 木とふれあう機会の創出

森林環境税関係事業でモデル的な木造施設等や小中学校において木製机・椅子を整備したことにより、県民が直接、木の良さにふれあう機会が増加しました。



【空港への木製ベンチの設置】



【小中学校への木製机・椅子の設置】

4 今後の森林環境税のあり方

(1) 必要性

近年、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能の発揮に対する県民の関心や期待は、一層高まってきています。

特に、地球温暖化の防止については、持続可能な形で森林資源を循環利用し、低炭素社会の構築に貢献していくことが求められています。

本県では、九州で最も早く森林環境税を導入し、各種施策を展開してきた結果、森林づくりへの参加等を通じて県民の森林を守り育てる意識が高まるとともに、間伐等の森林整備が進み、併せて県産材の利用が促進されるなど、税の目的に沿った目に見えた成果が上がってきています。

一方、森林を取り巻く情勢は、人工林を中心とした森林資源が充実し、国産材の需要が増大しているものの、森林経営意欲の低下や不在村森林所有者の増加等により、間伐等の森林整備の遅れやそれによる公益的機能の低下が懸念されています。

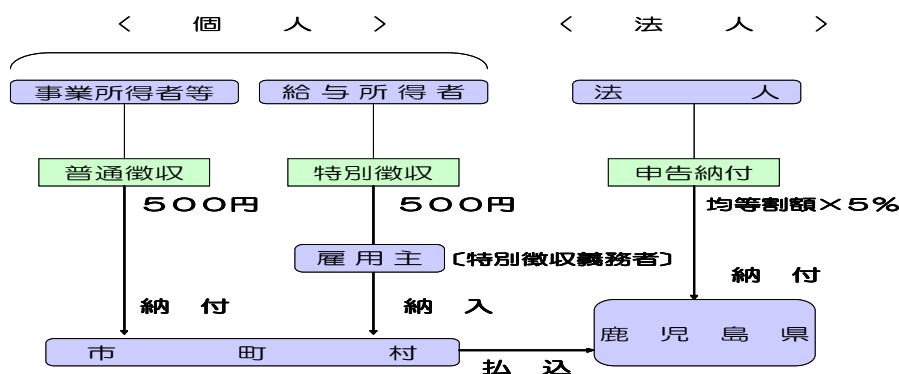
こうした中、県民共通の財産である本県の森林を持続可能な資源として次世代に引き継いでいくためには、県民の理解を得ながら、引き続き多様で健全な森林づくりや県産材の利用を推進していくことが重要であり、森林環境税制度の継続が必要であると考えています。

(2) 課税方式

森林の持つ公益的機能はすべての県民が享受していることから、受益者である県民の皆様が幅広く負担することが適当であり、課税方式は、これまでと同様、県民税超過課税方式で行うこととします。

(3) 税率

広く薄く県民に負担していただくとともに、個人と法人が森林から受ける受益の程度の違い等を勘案し、これまでと同様、個人については500円、法人については県民税均等割額の5%相当額とします。



(4) 課税期間

課税期間については、5年間とします。

5 森林環境税関係事業の方向性

(1) 基本的な考え方

水源のかん養，災害の防止，地球温暖化防止等の森林の持つ公益的機能の重要性やこれまでの森林環境税関係事業の成果，森林・林業等の情勢にかんがみ，森林の持つ公益的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため，今後とも，「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」，「森林環境の保全」の2つの目的の達成に向け，「森林にまなび森林とふれあう」と「森林をまもり森林をそだてる」の2つの施策を推進します。

具体的には，森林にふれあう機会の創出や森林環境教育の推進，多様な主体による森林づくりの促進に取り組むとともに，地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進に貢献する間伐等の森林整備や県産材の利用拡大などを推進します。

(2) 各施策の考え方

① 森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成（森林にまなび森林とふれあう）

ア 森林にふれあう機会の創出

県民の森林・林業に対する理解を深めるため，森林・林業に関する学習や体験活動を促進するとともに，身近な森林を活用し，県民が樹木や水辺，小動物などの自然に触れ，ゆとりや癒しを享受するほか，生物多様性などを実感できる機会の創出に努めます。



イ 森林環境教育の推進

次の時代を担う子どもたちが，森林・林業の果たす役割や重要性について理解を深め，将来にわたって森林を守り育てる意識の醸成が図られるよう，体験活動をはじめとした森林環境教育を推進します。



ウ 多様な主体による森林づくりの促進

自治会やNPO，企業などが行う森林づくりを支援するとともに，それらを牽引する森林ボランティアの育成を図り，多様な主体による森林づくりを促進します。



② 森林環境の保全 (もりをまもりもりをそだてる)

ア 森林整備の推進による地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進

良好な森林環境を創出し、将来にわたってすべての県民がその恩恵を享受することができる多様で健全な森林を育成するため、間伐・植栽等の森林整備，里山林等における森林の景観整備などを推進します。



イ 県産材の利用拡大

県産材の利用は、二酸化炭素の貯蔵による地球温暖化防止への貢献や多様で健全な森林づくりに役立つことから、モデル的な木造施設の整備や木製品の開発支援等を推進します。

また、木材に触れ親しむ機会を創出し、県民に木材の良さや特性を理解していただく取組を推進します。



資 料 編

- 1 本県森林・林業の現状 資料－ 1, 2
- 2 森林の持つ多面的かつ公益的機能 資料－ 3
- 3 他県の導入状況 資料－ 4

1 本県森林・林業の現状

(1) 森林資源の現状

- ◆ 本県の森林面積は、584千haで県土の約64%を占め、全国第13位、九州第2位となっています。（平成25年3月末現在）
- ◆ 人工林（※1）面積は292千haで全国第9位、九州第2位であり、人工林率は49.9%となっています。

【本県の林野率（※2）・人工林率（※3）】

総土地面積	林野面積	林野率	うち人工林面積	人工林率
918,882 ha	584,393 ha	63.6 %	291,733 ha	49.9 %

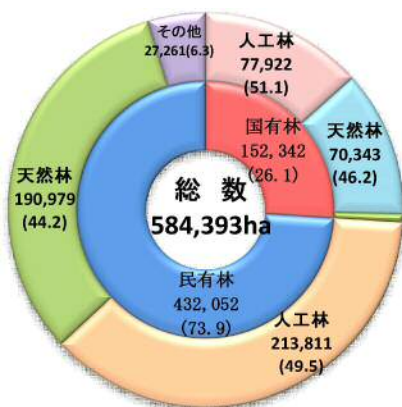
（注）H25.3末現在。林野面積、人工林面積とも国有林を含む。

（※1）人工林：人工的に育成した森林

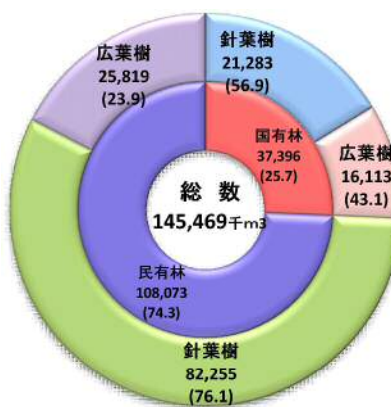
（※2）林野率：国土（県土）の総面積に占める森林の割合

（※3）人工林率：森林面積に占める人工的に育成した森林の割合

【森林面積（単位：ha）】

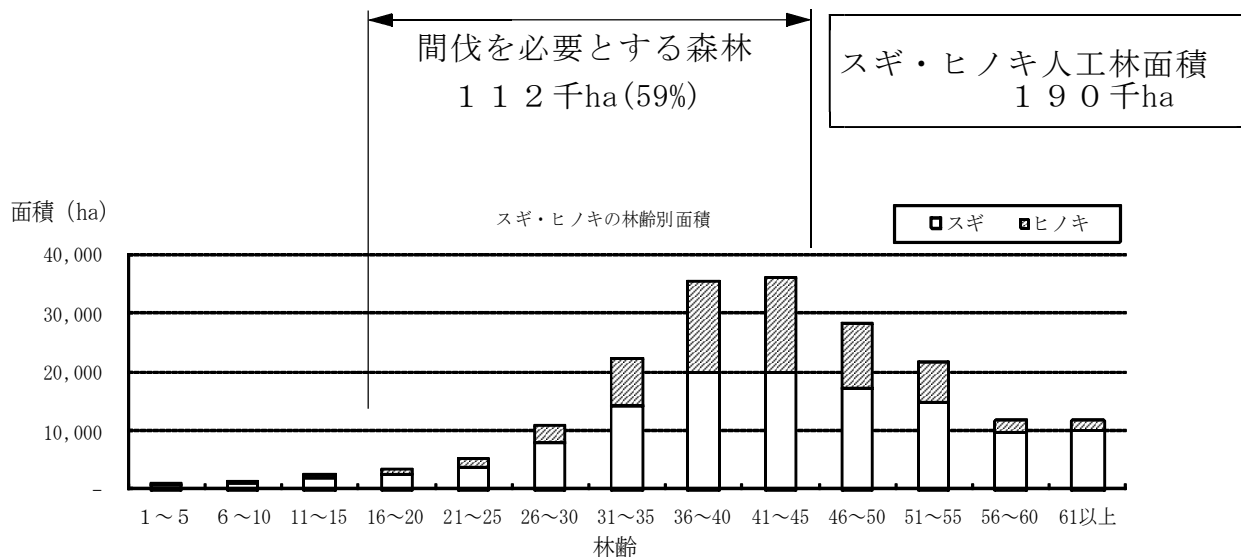


【森林蓄積（単位：千m³）】



資料：平成25年度県森林・林業統計

- ◆ 県内のスギ・ヒノキ人工林は、間伐を必要とする森林（16～45年生）が全体の6割を占めることから、健全な森林に育成するためには、間伐を推進していく必要があります。



資料：平成25年度森林・林業統計

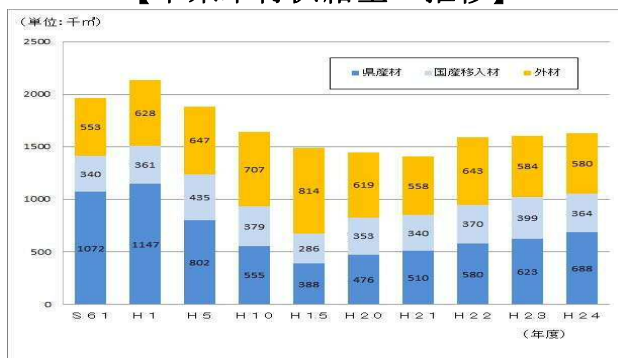
(2) 木材の需要・供給の現状

- ◆ 本県の平成24年度の木材需要量は、1,632千 m^3 で、製材用は需要量の約45%に当たる733千 m^3 、チップ用は約53%に当たる862千 m^3 となっています。
また、供給量の内訳は、県産材が全供給量の約42%に当たる688千 m^3 、県外産が約22%に当たる364千 m^3 、外材が約36%に当たる580千 m^3 となっています。

【本県木材需要量の推移】



【本県木材供給量の推移】



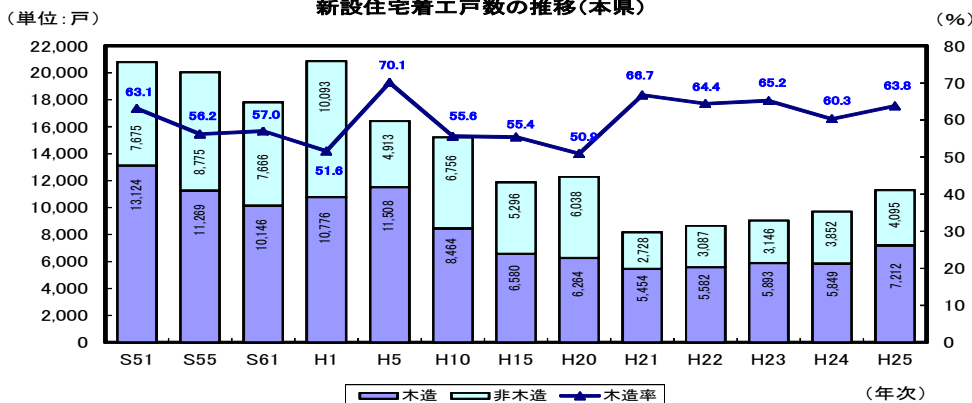
資料：平成25年森林・林業施策の概要

- ◆ 県産材は、約6割が製材用として利用されており、これまで長期に渡り減少傾向にあったものの、平成16年度以降、増加しています。
また、外材のほとんどは、チップ材として移入されています。
- ◆ 住宅着工戸数は、平成21年の大幅な落ち込みからやや持ち直し、平成25年は消費税率の引き上げ前の駆け込み需要により増加しました。

(単位：戸)

区分	H21 (年次)	H25 (年次)	H26 (1月~4月) 累計 () 対前年比
全国	788,410	979,683	292,229 (102%)
本県	8,182	11,307	3,037 (88%)

新設住宅着工戸数の推移(本県)

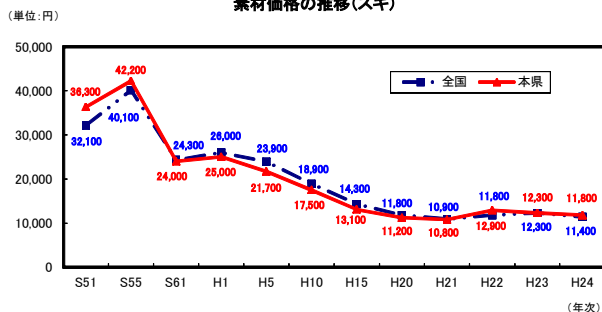


資料：平成25年度県森林・林業統計，かごしま材振興課業務資料

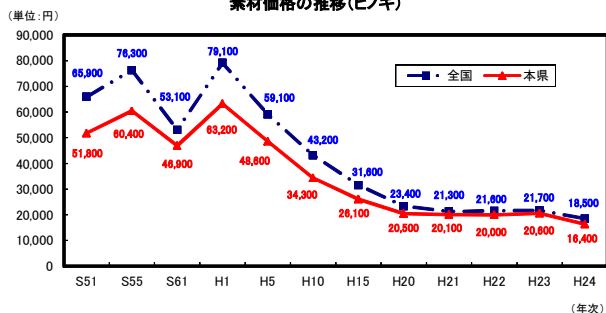
(3) 木材価格の状況

- ◆ 木材価格は長期にわたり下落し、近年は低迷している状況が続いています。

素材価格の推移(スギ)



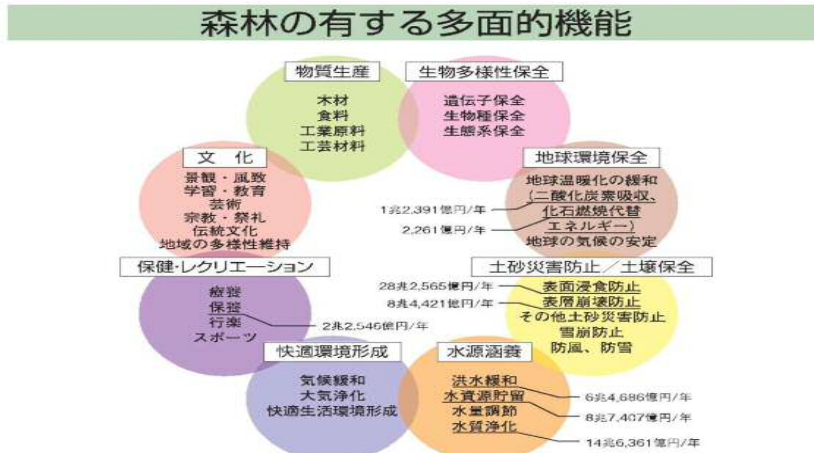
素材価格の推移(ヒノキ)



2 森林の持つ多面的かつ公益的機能

(1) 森林の有する多面的機能

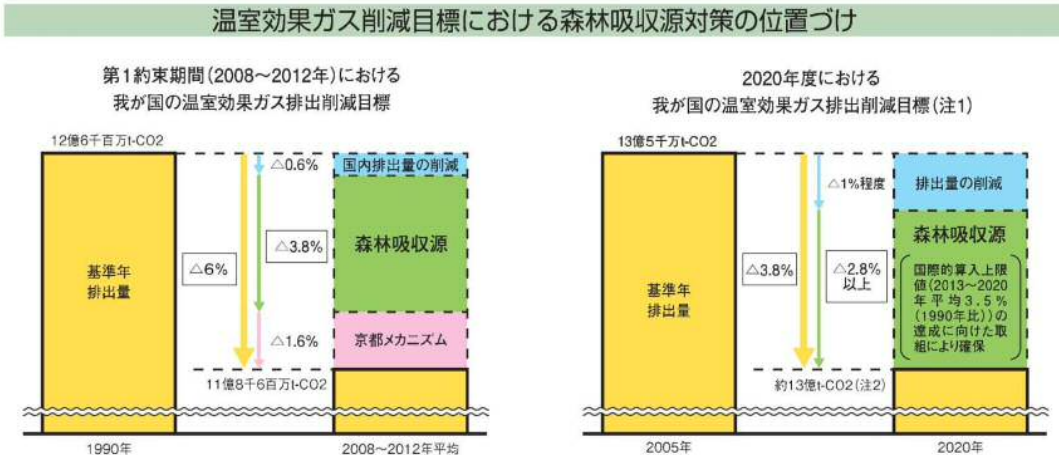
我が国の森林は、水源かん養、山地災害防止、生物多様性保全、木材生産などの多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献しています。



資料：日本学術会議答申及び同関連付属資料

(2) 温室効果ガス削減目標における森林吸収源対策の位置づけ

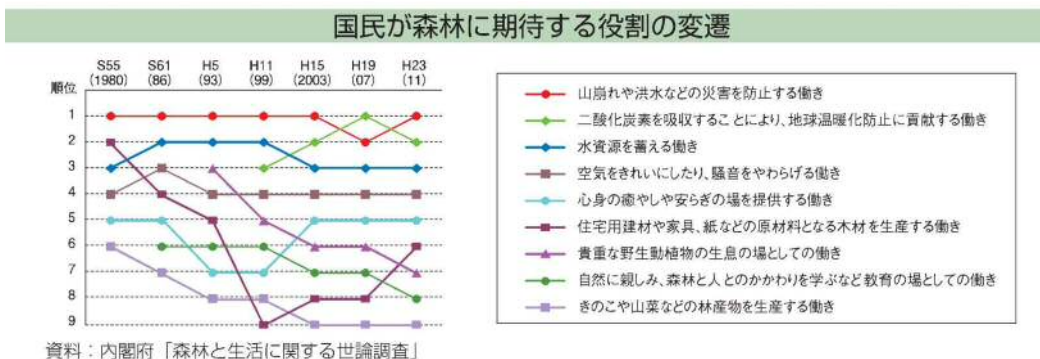
1997年の「京都議定書」に基づく「第1約束期間(2008～2012年)」における我が国の温室効果ガス削減約束(1990年比6%減)のうち3.8%を森林吸収源対策で確保することとしていましたが、2013年以降は、2020年度削減目標(2005年度比3.8%減)のうち2.8%以上を森林吸収源対策で確保することとしており、国全体で年間52万ヘクタールの間伐等を行うこととしています。



注1：原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めず設定した目標。
注2：基準年排出量より試算

(3) 国民が森林に期待する役割

森林の持つ多面的機能に対する国民のニーズも多様化してきており、なかでも、山地災害防止や地球温暖化防止に対する期待が高くなっています。



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」

平成25年度森林及び林業の動向
平成26年度森林及び林業施策

3 他県の導入状況

森林整備にかかる地方の独自課税の導入状況

区分	県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	課税仕組み			H26税収額 (見込み) (億円)
					方式	個人	法人	
導入済 計35県	高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割 超過課税	500円/年	500円/年	1.7
	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.6
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H16.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.7
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.0
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
	愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.3
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.8
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.3
	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.1
	福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	10.7
	静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.7
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	6.4
	兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	24.0
	奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.5
	大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.2
	宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.9
	山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.5
	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	H17.10	県民税均等割 ・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし	39.0
	富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5~10%増	3.7
	石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.3
	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
	秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.5
	茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	16.0
	栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.3
	長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.5
	福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	13.5
	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.4
	愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	22.0
	宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	県民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	16.0
	山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
	岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	12.0
	群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	6.2
	三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	8.0